

港湾空港関係功労者等を表彰

～「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」の伝達式～

北海道開発局は、「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」※¹及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」※²（北海道開発局長表彰：港湾空港部長伝達）の伝達式を下記のとおり開催します。

この表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった方々を対象に平成18年度から実施しています。

記

日時：令和元年7月19日（金） 15：00～15：40

場所：札幌第1合同庁舎 10階共用第3号会議室
（札幌市北区北8条西2丁目）

受賞者：別紙受賞者名簿のとおり

※1 「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的としています。

※2 「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的としています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

港湾空港部 港湾計画課 課長補佐 光野 章仁（内線5613）

港湾空港部 港湾計画課 総務係長 中島 正人（内線5610）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



受賞者名簿

○ 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰

たおか	かつすけ	様	前石狩市長	
田岡	克介			
はせがわ	しゅんすけ	様	前根室市長	※19日の伝達式は欠席
長谷川	俊輔			
あさだ	ひろたか	様	前天塩町長（故人）	
浅田	弘隆			
にしむら	ゆきひろ	様	株式会社西村組	代表取締役（紋別郡湧別町）
西村	幸浩			

○ 北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

羽幌町立焼尻小学校 様（苫前郡羽幌町） ※19日の伝達式は欠席

※なお、羽幌町焼尻小学校様につきましては、別途、表彰（感謝）状の授与を行う予定です。詳細が決まり次第お知らせしますので、取材の有無について、あらかじめ問合せ先までご連絡ください。

令和元年度 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び
海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰について

【表彰概要】

◆北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった者を対象に、平成18年度から実施しています。

◆令和元年度の表彰者について

1 港湾空港関係功労者表彰

(1) 表彰基準第5条第5号（感謝状）

- ・前石狩市長 田岡 克介 氏（石狩港 前港湾管理者）
市長5期20年（H11. 6.27～R 1. 6.26 在任）
- ・前根室市長 長谷川 俊輔 氏（根室港 前港湾管理者）
市長3期12年（H18. 9.29～H30. 9.28 在任）
- ・前天塩町長 浅田 弘隆 氏（天塩港 前港湾管理者）※故人
町長2期11年（H19. 5. 1～H31. 3.31 在任）
町助役 9年（H 9.12.21～H19. 1.24 在任）

《表彰事由》港湾の振興、発展や整備促進を通じて地域の発展に尽力され、その功績が特に顕著なため。

(2) 表彰基準第5条第6号（表彰状）

- ・株式会社西村組 代表取締役 西村 幸浩 氏 [紋別郡湧別町]
建設事業32年従事、役員歴27年、関係団体役員歴17年

《表彰事由》港湾関係の建設事業の経営責任者であって、港湾整備の拡充に尽力され、その功績が顕著なため。

2 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

- ・羽幌町立 焼尻小学校（校長 田中 克幸 氏）[苫前郡羽幌町]

《表彰事由》

羽幌町立焼尻小学校では、平成20年から、毎年、主に観光シーズン前後となる春と秋に、島の玄関口であるフェリーターミナルにおいて、ターミナル周辺のゴミ拾いやターミナル内のモップがけ、窓ふきを行うなど港内等の環境美化活動に貢献。

また、これら取組を通じて、地域の一員としての自覚を継続的に養ってきた功績は誠に顕著であり、他の規範されるものである。

○北海道開発局港湾空港関係功労者表彰基準（抄）

（目的）

第2条 この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的とする。

（受賞者の範囲）

第4条 受賞者は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関連する次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）に従事する者（団体を含む。以下同じ。）のうちから選考するものとする。

- (1) 建設事業
- (2) 調査・設計事業
- (3) 建設機械等製造・修理事業
- (4) 作業船建造・修理事業
- (5) 港湾・空港の振興又は整備促進に関する事業
- (6) その他当局が所掌する港湾空港関係業務に関する事業
（表彰の事由等）

第5条 表彰は、次に掲げる功労が認められる者に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労
事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、その功績が顕著な者
- (2) 永年勤続の功労
事業に従事する者で、永年にわたり当該業務に精励し、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行又は事故防止の功労
事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故及び災害を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (4) 人命又は船舶の救助等の功労
事業に従事する者で、作業中その付近において、危険を顧みず、人命又は船舶の救助、捜索に協力し、その功績が顕著な者
- (5) 振興、発展又は整備促進等の功労
港湾・空港の振興、発展若しくは整備促進又は港湾・空港思想の啓蒙普及に努め、その功績が特に顕著な者
- (6) その他の功労
 - イ 次のいずれかに該当する前条の事業の経営責任者であって、その功績が顕著な年齢50歳以上の者
 - (イ) 関係団体の役員として、12年以上在任している者
 - (ロ) 前条の事業に32年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者
 - (ハ) 前条の事業を実施する団体の役員として15年以上在職している者
 - ロ その他前条に掲げる事業に関し、その功績が特に顕著と認められる者

○北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰基準（抄）

（目的）

第1条 北海道開発局管内における海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰（以下「表彰」という。）は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的とする。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した一般協力者（個人又は団体）の中から、他の模範となるにふさわしいと認められる者に対して行う。